

# 令和8年度 町県民税 [ 国民健康保険税 介護保険料 ] 申告のお知らせ

この申告は、あなたの町県民税・国民健康保険税・介護保険料を算定する基礎となりますので、令和7年中の収入・収支について正しく申告してください。

※令和7年中 … 令和7年1月1日 ~ 令和7年12月31日まで

## ◆ 申告が必要な人

- 令和8年1月1日現在長島町に住所があり、次に該当する人は町県民税の申告が必要です。
- ・事業(営業・農業・漁業)・不動産などの所得があつた人
  - ・給与所得があり、そのほかに所得があつた人
  - ・障害年金や恩給を受給している人
- ※注意※確定申告と違い、給与所得以外の所得が20万円以下についても申告が必要です。
- ・給与所得があるが、事業主から市町村へ「給与支払報告書」が提出されない人
  - ・令和7年中に退職し、年末調整をしていない人
  - ・公的年金に係る所得があり、そのほかに所得があつた人
  - ・医療費控除等を受ける人
  - ・年金受給者で源泉徴収票の扶養親族に変更がある人



所得がなかった場合も必ず申告が必要です。

申告をしなかった場合、国民健康保険税などの税額軽減等の措置、諸証明書の発行等の対応ができません。

## ◆ 申告に必要なもの

- 令和7年中の所得の内容がわかるもの
  - ・源泉徴収票、個人年金や保険の満期などの明細書、営業・農業・漁業・不動産などの収支内訳書、帳簿、通帳、書類等
  - ※農業の方 → 出荷証明書(畜産の方は肉用牛売却証明書)、必要経費の領収書等。
  - ※漁業の方 → 水揚げ証明書、必要経費の領収書等。
  - ・源泉徴収票または支払調書、支払証明書
  - ※給与(賃金)の支払証明書のない方は、出勤日、金額、勤務先の名称を所在地のわかるもの。
- 各種控除を受けるための書類
  - ・医療費控除の明細書、領収証等(医療費控除)
  - ・生命保険料控除証明書(生命保険料控除)
  - ・地震保険料控除証明書(地震保険料控除)
  - ・国民年金保険料控除証明書(社会保険料控除)
  - ・身体障害者手帳
- マイナンバーカード
  - ・マイナンバーカードをお持ちでない方は下記の①及び②をお持ちください。
  - ① 個人番号通知カード又は個人番号通知書
  - ② 本人確認書類

1点でよいもの(顔写真付き) … 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など  
2点必要なもの(顔写真なし)… 健康保険・後期高齢者資格確認書、介護保険証、年金手帳

## ◆ 申告が不要な人

- ・税務署に「所得税の確定申告書」を提出する人
- ・令和7年中の収入が給与のみで、勤務先で年末調整に係る書類を提出した人
- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・収入がなく、長島町在住の親族等の扶養になっている人
- ・年金受給者で源泉徴収がなく、源泉徴収票の扶養親族に変更がない人

町県民税申告の日程・場所については、裏面をご覧ください。

# 確定申告のお知らせ

★確定申告にはマイナンバーが必要です。マイナンバーカードをお持ちください。  
マイナンバーカードをお持ちでない方は下記の①及び②をお持ちください。

- ① 個人番号通知カード又は個人番号通知書
- ② 本人確認書類

1点でよいもの(顔写真付きのもの) … 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など  
2点必要なもの(顔写真なしのもの)… 健康保険・後期高齢者資格確認書、介護保険証、年金手帳

## ◆ こんな時は確定申告を!

- ・1か所の会社から給与や賞与の支払いを受けている人で、給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ・2か所以上の会社から、給与や賞与の支払いを受けている人
- ・令和7年度の途中で退職し、その年中に就労していない又は就労したが勤務先で年末調整をしていない人

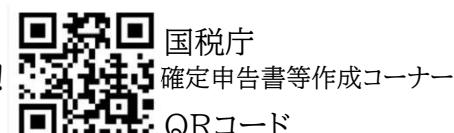
	日程・場所	対象となる地域・人
確定申告 受付	<b>出水税務署 1階会議室</b> 2月16日(月)~3月16日(月) 午前9時00分から午後4時00分まで ※土曜日・日曜日及び祝日は休みです。	長島町 出水市 阿久根市
	<b>開発総合センター及び指江支所大会議室</b> ※日程・場所については裏面をご覧ください。 ※土曜日・日曜日及び祝日は休みです。	営業・漁業・農業 収入のある 白色申告者

## ◆ e-Tax申告のご案内

- 申告書の作成・送信は国税庁ホームページから。

確定申告書等作成コーナーなら、自宅でいつでも申告!

QRコードで読み取り又は「確定申告」で検索!



町県民税申告  
確定申告

# 申告受付期限：3月16日（月）

## ◆ 事業等の所得がある方

- 事業所得、不動産所得又は山林所得がある方は、収支のわかるもの(帳簿・領収証・出荷証明書等)をお持ちの上、会場へお越しください。
- ※帳簿の作成及び領収書等を保管していない場合は、「事業」として認められません。
- (2022年10月 国税庁「雑所得(業務に係る雑所得)の改正通達による)

※時間帯によっては混雑が予想されますので、感染症予防のためマスクの着用を推奨します。